

平成 18 年 3 月 24 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ル プ ス 技 研
代表者の役職名 代表取締役社長 池松邦彦
(コード番号 4641 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役 経営企画部長 山崎 國秀
T E L 042-774-3333(代)

訴訟の判決に関するお知らせ

平成 17 年 1 月 17 日付で公表した当社（原告）の相模原市（被告）に対する償還金等返還請求事件に対する判決が平成 18 年 3 月 24 日横浜地方裁判所相模原支部から言い渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 原告ならびに被告

- (1) 原告 株式会社アルプス技研
- (2) 被告 相模原市

2. 判決

- ・原告の請求をいずれも棄却する。
- ・訴訟費用は原告の負担とする。

3. 当社の対応

この度の判決は、判決文中の「当裁判所の判断」の中で相模原市の政治的責任を認めているように思われる表現があるにもかかわらず、当社の主張が認められなかったことは、予想外の結果であり、判決内容を十分検討の上、今後の対応を考えてまいります。

4. 参 考

(1) 請求金額

主位的請求 償還金返還請求 金 183,600,000 円
予備的請求 不法行為による損害賠償請求 金 761,151,000 円

(2) 請求原因および提訴に至った経緯

当社は、相模原市に対し、土地の価格の差額償還及び説明義務違反に基づく損害の賠償を求める訴訟を平成 17 年 1 月 17 日、横浜地方裁判所相模原支部に提訴いたしました。

当社は、平成 12 年 8 月に神奈川県住宅供給公社所有の相模原市西橋本五丁目の開発地域の土地一部を、販売委託された相模原市の紹介により買受けましたが、当社が買い受けた日以降、土地の価格を引き下げて売却した場合には、差額を償還する旨約束したことについての履行を求めたものであります。また、同開発地域は研究開発型企業の集積を目指すとして説明がなされ、異種の商業施設が建設されることについては、一切説明がなされなかったため、説明義務違反に基づく損害の賠償を求めたものであります。

以 上